

令和元年第4回

# 長与町議会定例会会議録

令和元年12月 3日開会

令和元年12月13日閉会

長与町議会

令和元年第4回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年 12月 3日

本日の会議 令和元年 12月 3日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	

7番 内村博法 議員      8番 安藤克彦 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会            9時30分

閉会            10時12分

## 令和元年第4回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 12月3日（火） ～ 12月13日（金） 11日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	3	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明）  （全員協議会）
	4	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）吉岡議員・西田議員 （午後）岩永議員・竹中議員 八木議員
	5	木	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）浦川議員・内村議員 （午後）金子議員・堤議員 西岡議員
	6	金	9：30	本会議	一般質問（2名） （午前）河野議員・安部議員
					議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	7	土	—	休 会	
	8	日	—	休 会	
	9	月	9：30	委員会	付託案件審査
	10	火	9：30	委員会	付託案件審査
	11	水	9：30	委員会	付託案件審査
	12	木	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	13	金	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

令和元年第4回長与町議会定例会  
議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火）  
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	報告11	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
6	報告12	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
7	報告13	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
8	80	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	
9	81	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
10	82	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
11	83	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
12	84	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
13	85	長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	
14	86	長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例	
15	87	令和元年度長与町一般会計補正予算（第3号）	
16	88	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	

1	13番	吉岡清彦 議員 ① スパイラルスライダーの安全性の確認や長与町のシンボルやランドマークについて ② 健幸増進対策について
2	3番	西田健 議員 ① 長与町の防災強化について ② 長与町の交通政策について
3	10番	岩永政則 議員 ① 長与皿山窯跡の保存整備について ② 長与ハザードマップと長与ニュータウン背後地の法面について
4	14番	竹中悟 議員 ① 議員定数削減及び報酬について ② インフラ(公共施設含む)整備の優先順位について
5	1番	八木亮三 議員 ① 本町における同性パートナーシップ制度導入について
6	4番	浦川圭一 議員 ① 私道公衆用道路の管理について ② 丸田谷地域の排水路の整備について ③ 一般質問における答弁の対応について
7	7番	内村博法 議員 ① 空き家及び空き地対策について ② 児童虐待防止対策について
8	9番	金子恵 議員 ① 災害に強い安全安心のまちづくりについて ② 今後の財政運営について
9	11番	堤理志 議員 ① 学童保育への支援について ② 粗大ごみ、拠点収集についての今後の考え方について ③ 学校選択制の変更について
10	15番	西岡克之 議員 ① 本町のSDGs(持続可能な開発目標)について ② 本町の公園管理について
11	12番	河野龍二 議員 ① 自治会活動・地区コミュニティ活動について ② 住宅リフォーム助成制度について
12	6番	安部都 議員 ① 地方分権改革のための提案募集方式について ② パートナーシップ制度導入と教育行政について

## ○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから令和元年第4回長与町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番内村博法議員、8番安藤克彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月13日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの11日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配付したとおりであります。これで議長報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。寒さが日増しに募ってまいりますけれども、体調を崩しやすい季節になりましたけれども、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意され御自愛いただきますようお願いしたいと思っております。

本町におきましては、町制施行50周年を記念し、記念式典や郷土芸能大会など多彩な行事を開催したところでございます。さて、令和元年第4回、今年最後ですけれども、長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますけれども、本定例会におきましても重要な案件をお願いをいたしておりますので、御審議を賜りますよう、どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは9月から11月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主要な部分だけ御報告をさせていただきます。まず、9月8日ですけれども町民ソフトボール大会を開催いたしました。町民の親睦と健康づくりのために開催をしておりますこの大会も、はや65回の歴史を重ねてまいってきておるところでございます。今年は天候が悪く、順延のために31チームの参加となりましたけれども、白熱した試合が展開され百合野自治会が優勝を飾っておるところであります。27日には、生活共同組合ララコープ様と災害時における協力に関する協定書を締結させていただきました。本協定により近年多発しております大規模災害の発生に備え、食料や生活物資などの供給、配送などの円滑な支援活動を受けることができるようになったわけでございます。本協定が締結できましたことは、町民の皆さん方の安心安全を担う本町にとりまして大変心強く町民の皆様様の安心感の向上にも寄与できる

ものと期待をしておるところであります。10月に入りまして8日でありますけれども、高田南土地区画整理事業及び都市計画道路西高田線の整備促進につきまして、国土交通省などへの要望を行っております。そして13日ですけれども、晴れ渡る秋空の下、町民体育祭を開催いたしました。町内全50自治会、全自治会でございますけれども、およそ8,000人の町民の皆さん方が一堂に会し、熱戦が繰り広げられたわけでございます。町民ソフトボール大会と同様に、地域の親睦がより深められた1日になったのではないかと考えております。なお、大会は緑が丘自治会が今回は6大会連続優勝を飾りまして、まなび野東自治会が躍進賞をいただいたところでございました。11月に入りまして、3日の日でございますけれども、長与町町制施行50周年記念式典を挙行いたしましたところでございます。長崎県知事の中村法道様をはじめ、御来賓の皆様には多数御臨席を賜り、それぞれの分野で本町の発展に多大なる御貢献をされました御功労者及び御功績者の皆様方の表彰をさせていただいております。また、式典後には町内9つの郷土芸能保存会により郷土芸能大会を開催いたしました。会場となりました長与小学校体育館には、溢れんばかりのお客様が来場するなど、町制施行50周年を町民の皆様と共にお祝いすることができたわけでございます。15日には、長崎県知事及び長崎県議会議長要望を行っております。これは多様な行政課題に適応した持続可能で成熟した町づくりのために要望したものでございまして、高田南土地区画整理事業の整備促進、都市計画道路西高田線の整備促進、一般国道207号の整備、教育施設整備に必要な財源の確保、この4項目につきまして山口議長と連名で要望活動を行ったところでございます。中村知事及び瀬川県議会議長に対しまして、本町の抱える課題につきまして御理解をいただくとともに、その解決に向け強く要望を行ってきたわけでございます。今後も県に対しまして働きかけを行い、要望項目の解決に取り組んでまいりたいと考えております。16日には、健康長寿日本一長崎県民会議総会におきまして長崎ヘルシーアワードを受賞いたしました。これは昨年度より健康長寿日本一に向けて取り組む長崎県が創設したものでございまして、健康づくりのための先進的な活動や独自の工夫により成果を上げている団体などを表彰するものでございまして、長与町は県内の自治体では最初の受賞自治体となったわけでございます。そのほかにも行政報告には記載をしておりますけれども、多くの会議等に出席をしております。また、会議などで上京した際には、高田南土地区画整理事業並びに都市計画道路西高田線の早期完成へ向け、国土交通省及び関係部局へも足を運び要望を行っております。さて、長与町が50周年を迎えられましたのも先人達のたゆまぬ努力と関係者の皆様、そして多くの町民の皆様方の御支援と御教示の賜物であり、深甚なる敬意を表する次第でございます。また、議員各位におかれましても、町制施行50周年記念式典、郷土芸能大会など多くの行事に御出席、御協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。次に載せております5,000万円未満の入札結果とあわせまして御参照いただければと存じます。以上が9月から11月にかけての行政報告でございます。以上でございます。



○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告11 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告11につきましても、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは、報告11 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告をいたします。本報告は、本町嬉里郷で発生をいたしました物損事故に係るものでございまして、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年10月10日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名等を黒塗りしております。事故の概要でございますが、令和元年9月22日午後8時頃、嬉里郷の民有地で発生したものでございまして、当該民有地に隣接する道路法面に仮置きしておりました工事用看板が、台風17号による強風により吹き飛ばされ、民有地に設置しておりましたカーポートの屋根部分を直撃し、破損させたものでございます。その後相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割として損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は損害額の10割相当額12万1,000円でございます。工事資材等の管理につきましては、日頃より安全管理について指導を行っているところではございますが、改めて現地確認及び指導を行い、特に台風等の災害が見込まれる場合は、事前に相応の対策を実施し、今後も安全管理の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第6、報告12 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告12につきましても、引き続き所管より報告させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

おはようございます。それでは、報告12 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告をいたします。本報告は本町嬉里郷で発生した事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年11月8日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名等を黒塗りしております。事故の概要ですが、令和元年6月28日午前11時40分頃、嬉里郷635番地先路上で発生したもので、信号停止中に前方不注意により公用車前方と相手車両の後方が接触したものであります。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、本件事故の相当因果関係に起因する後遺障害が発生し、かつ後遺障害等級が認定された場合は双方別途協議するほかは、町の過失割合を10割とし、損害を賠償するものであり、今後、本件事故に関し双方とも一切の債権債務関係が無いことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は、損害額の10割相当の97万1,133円でございます。職員に対しましては、日頃より交通法規の遵守、安全運転の徹底について指導を行っているところではございますが、引き続き指導を行い、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第7、報告13 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告13につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋住民福祉部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

それでは、報告13 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告いたします。本報告は、本町高田郷で発生した事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和11月21日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りしております。事故の概要ですが、令和元年9月22日午後6時頃、高田郷の民有地で発生したもので、町が実施する粗大ごみの収集業務に関し、上記民有地前の公園を粗大ごみの集積場所に指定していたところ、台風により集積された粗大ごみの一部が飛散したことにより、当該飛散した粗大ごみの一部が相手方の駐車中の車両に衝突し、当該車両を破損したものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割と

して損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は、損害額の10割相当額の6万9,443円でございます。粗大ごみの収集管理につきましては、日頃より安全な運用管理に努めているところでございますが、改めて住民及び地域の安全確保を最優先にした対応を行ってまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第8、議案第80号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から、日程第14、議案第86号長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第80号から第86号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第80号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして。本条例は、非常勤職員等の適正な任用の確保などを目的といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するとともに、関係条例の一部を改正するものでございます。非常勤職員等につきましては、これまで地方公共団体によって任用、勤務条件に関する取り扱いが様々でしたが、前述の改正法の施行によりまして、会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行いたします。第1条におきまして、本条例制定の趣旨を。第2条におきまして、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る給与の定義及び支払い方法につきまして規定をしておるところであります。第3条から第16条までは、フルタイム会計年度任用職員に係る規定でございますけれども、第3条から第6条までは給料に関する規定で、給料表、職務の級、号給の適用及び支給方法について定めるものでございます。第7条から第11条までは通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当などの諸手当について常勤職員に準ずる旨を規定しておるところでございます。第12条は、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合の端数処理方法を規定し、第13条は期末手当の支給要件及び支給月数に係る規定で、任期の定めが6月以上となる場合に常勤職員に準ずる旨を規定をしております。第14条では、特殊勤務手当につきましての種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給方法を常勤職員に準ずるよう規定をいたしまして、第15条は、勤務1時間当たりの給与額の算出根拠を、第16条では定められた勤務時間内において、勤務しない場合に減額する給与額につきましての規定をしております。第17条から第28条までは、パートタイム会計年度任用職員に係る規定でございますけれども、第17条及び第18条は報酬に関

する規定で、報酬基準月額表、号給の適用について定めるものでございます。第19条から第21条までは、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の支給根拠を規定しております。第22条は、第17条第4項又は第5項の規定により、時間額で報酬を支払う場合の1円未満の端数処理方法を規定しております。第23条は期末手当の支給要件及び支給月数に係る規定で、任期の定めが6月以上となる場合におきまして、常勤職員に準じて支給する旨を規定しております。第24条では、報酬の計算期間及び支給根拠を規定し、第25条では、勤務時間1時間当たりの報酬額の算出根拠を規定し、第26条では、定められた勤務時間中に勤務しない場合における報酬の減額について規定しております。第27条は、通勤に係る費用弁償の支給要件及び支給額等について規定しております。給与条例に準ずることとしておるところであります。第28条は、公務のため旅行をする場合の費用弁償の支給に関する規定でございます。第29条におきまして、会計年度任用職員の給与から控除することができるものにつきましては給与条例を準用する旨を規定し、第30条におきまして、本条例施行に関し必要な事項を定める場合は規則に委任する旨を規定しております。

続きまして附則でございますけれども、第1条は、本条例の施行期日を令和2年4月1日とすることとしております。第2条から第8条までは、本条例の制定に伴い所要の改正が必要となる条例につきまして改正するものでございますが、第2条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で地方公務員法改正により、会計年度任用の職員についても分限の対象となったため、所要の改正を行うものでございまして、第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、附則第2条と同様に地方公務員法改正により、会計年度任用職員につきましても懲戒の対象となったため、所要の改正を行うものでございます。第4条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、改正前において同条例別表に規定される職務のうち会計年度任用職員に移行する職務につきまして、別表より削除し整理を行うものでございまして、第5条は、長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、水道企業職員で会計年度任用職員の給与について規定するものでございます。第6条は、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の勤務時間等を規定するものでございます。第7条は、長与町人事行政の運営などの状況の公表に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員につきましても公表対象に加えるものでございます。第8条は、長与町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児休業中のパートタイム会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象から除いております。別表第1は、フルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表でございまして、職種、職務の級及び基準となる職務を規定しております。別表第2は、報酬基準月額表でございまして、職種及び号給を規定しております。別表第3は、外国語指導助手に係る勤務年数別報酬表でございまして、職種に係る勤務年数及び報酬を規定しております。以上が本条例の主な内容でございます。

続きまして、議案第81号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第82号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第83号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連をいたしますのでまとめて御説明を申し上げます。大多数の自治体におきまして、議員及び三役の期末手当の支給割合につきましては、人事院勧告を踏まえ決定される特別職の国家公務員と足並みを揃え、同率での改正を行うことが慣例となっておるところであります。こうした状況を踏まえ本町における特別職の期末手当につきましても、特別職の国家公務員に準ずるため同率での改正を行うものでございます。第1条におきましては、期末手当の支給割合を0.25月分引き上げ、総支給割合を3.4月分とするものでございます。第2条におきましては、6月及び12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の170に改めるものでございます。附則第1項及び第2項の規定によりまして、本条例第1条は公布の日から施行、令和元年12月1日から適用するものとし、第2条は、令和2年4月1日から施行するものとしております。附則第3項では、給与の内払について定めておるところであります。

続きまして、議案第84号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございまして、令和元年8月7日の人事院勧告では、民間給与との格差を埋めるため、初任給を大学卒業者で1,500円、高校卒業者で2,000円引き上げるとともに、30歳代半ばまでの俸給表の水準を平均0.1%引き上げる勧告がなされております。長崎県人事委員会におきましても同様の勧告がなされておりました。本議案はこれらの勧告に準じ条例改正を行うものでございます。また、この改正に加え、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、地方公務員法における成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されるため関連する条文を改正しております。第1条は、第18条第2項の改正により職員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、平成31年4月1日から適用するものでございます。これにより再任用を除く一般職員の場合、期末、勤勉手当の総支給割合が4.5月分となります。別表第1の改正は、給料月額を改定するものでございます。第2条は、地方公務員法におきまして、成年被後見人及び被保佐人に該当した職員の失職規定が削除されるため、期末勤勉手当の支給要件に係る条文を整備するものでございます。第3条は令和2年4月1日から施行するもので、第9条の第2各項の改正により職員の住居手当につきまして、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を現行の2万7,000円から2万8,000円に切り上げております。第18条第2項の改正は、勤勉手当の総支給割合を平準化するため6月及び12月期の配分を改めるものでございます。附則第1条第1項及び第2項の規定により、本条例第1条及び第2条は公布の日から施行、第1条に限っては平成31年4月1日から適用するものとし、第3条は令和2年4月1日から施行することとしております。附則第1条第

3項では、給与の内払いについて定めております。附則第2条におきまして、制度改正後の住居手当が2,000円を超えて減額となる職員につきましては、減額が2,000円までとなる経過措置を1年間講ずることとしておるところであります。

続きまして、議案第85号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに同法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、法改正により償還金の支払い猶予または免除の判断をする際に報告等を求めることができるよう追加されたことから、第15条第3項中において報告等を追記するとともに、条ずれによる条文の整備をするものでございます。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしておるところであります。

続きまして、議案第86号長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、簡易水道事業を長与町上水道事業に統合するため、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、第1条で長与町水道事業の設置等に関する条例について、第2条で長与町水道給水条例について、それぞれ簡易水道事業に関する規定を削り、併せて条文の整理を行うものでございます。附則につきましては、条例の施行日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

以上が議案第80号から第86号までの主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第15、議案第87号令和元年度長与町一般会計補正予算（第3号）。日程第16、議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第87号及び第88号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第87号令和元年度を長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,362万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を130億8,050万1,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入13款国庫支出金1項国庫負担金及び14款県支出金1項県負担金では、障害者自立支援給付費負担金の増額をそれぞれ計上いたしました。また、14款2項県補助金では、福祉医療費補助金及び強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金、そして農地災害復旧費補助金等を計上しております。18款繰越金では今回の補正の財源調整として計上をいたしております。20款町債では補助対象経費の増額に伴う土地区画整理事業充

当起債を計上いたしました。続きまして、3ページから4ページまでの歳出について御説明を申し上げます。歳出では、各科目の職員人件費につきまして、配置転換及び人事院勧告による給与措置などの補正分を計上いたしております。次に、職員人件費以外の補正につきまして主なものを御説明申し上げます。1款議会費では議員期末手当の支給割合見直しによる補正額を計上しております。2款総務費では起債管理システム更新に伴う経費を計上しております。3款民生費では自立支援給付費及び自立支援医療費の増額、そして平成30年度実績に伴う補助金等の過年度返還金を計上をいたしております。4款衛生費では健康管理システム整備業務委託料及び過年度返還金を計上しております。6款農林水産業費では、農道等補修工事費及び強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金、そして農村地域防災減災事業負担金を計上いたしております。8款土木費では、定林橋側道橋測量設計委託料及び橋りょう長寿命化調査設計委託料の増額を計上いたしております。10款教育費では体育施設整備工事費を計上いたしました。11款災害復旧費では8月豪雨により被害を受けた岡郷大平地区の復旧工事費を計上をいたしております。5ページの第2表債務負担行為補正では、小学校教師用教科書・指導書購入事業及び公益社団法人長崎県林業公社が借り入れた利用間伐推進資金に対する損失補償を計上。6ページの第3表地方債補正では、土地区画整理事業における限度額の増額変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付をしておりますので、御参照をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開き願いたいと思っております。今回の補正、保険事業勘定では、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ500万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を32億2,913万2,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。それでは保険事業勘定の歳入につきまして、8款1項繰越金では今回の補正予算の財源調整として計上をいたしておるところであります。続きまして、歳出について御説明申し上げます。3ページをお開きください。3款地域支援事業費3項包括支援事業任意事業費は、職員の配置転換及び人事院勧告による給与措置などの補正分を計上いたしております。7款1項予備費では、歳入の補正額から3款の歳出の補正額を差し引きました金額を予備費に追加するものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上が、議案第87号及び第88号の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

**○議長（山口憲一郎議員）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会します。

（散会 10時12分）